別表六の二（二十九）付表　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の７第４項から第６項まで（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　⑼」の欄は、法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額）の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載すること。

3　「差引改定取得価額 ⑻－⑼ ⑽」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　租税特別措置法第68条の15の７第４項の規定の適用を受ける場合において、情報技術事業適応（同条第１項に規定する情報技術事業適応をいう。⑴において同じ。）の用に供するために取得又は製作をする特定ソフトウエア（同条第１項に規定する特定ソフトウエアをいう。）並びに当該特定ソフトウエア又は情報技術事業適応を実施するために利用してその利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。⑴において同じ。）を支出するソフトウエアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額並びに情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用の額の合計額（⑴及び次号において「対象資産合計額」という。）が300億円を超えるときは、「差引改定取得価額 300億円×$\frac{⑻－⑼}{対象資産合計額}$ ⑽」と読み替えて計算した金額を記載すること。この場合には、「機械設備等の概要」の欄に当該対象資産合計額その他参考となるべき事項を記載すること。

⑵　租税特別措置法第68条の15の７第６項の規定の適用を受ける場合において、認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（同条第３項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画をいう。）に従つて行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応（同条第３項に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応をいう。）のための措置として取得又は製作若しくは建設をする生産工程効率化等設備等（同条第３項に規定する生産工程効率化等設備等をいう。）の取得価額の合計額が500億円を超えるときは、「差引改定取得価額 500億円×$\frac{⑻－⑼}{\begin{array}{l}認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に\\従つて行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応\\のための措置として取得又は製作若しくは建設を\\する生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額\end{array}}$ ⑽」と読み替えて計算した金額を記載すること。この場合には、「機械設備等の概要」の欄に当該合計額その他参考となるべき事項を記載すること。